

## 別添1 国産チーズ生産奨励事業

### 第1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、令和3年度畜産業振興事業等に係る公募要領（令和3年1月15日付け2農畜機第5539号）により応募した者から選定された者（以下「公募団体A」という。）とする。

### 第2 事業の内容

#### 1 国産チーズ生産奨励対策

公募団体Aは、チーズ向け生乳（ナチュラルチーズの原料である生乳（牛以外の乳を含む。）をいう。以下同じ。）の品質向上を図るため、生乳の生産者が別表1に掲げる取組を行った場合に、奨励金の対象となる乳質基準（以下「乳質基準」という。）を満たした生乳に対して、奨励金を交付するものとする。

なお、別表1に掲げる取組及び第3の1から3に規定する事業の要件は、牛に係るものとし、牛以外の畜種に係る取組及び要件は、理事長が別に定めるものとする。

#### 2 国産チーズ生産奨励対策の推進

- (1) 公募団体Aは、第4の1に規定する乳質向上計画を策定するため、公募団体A、乳業者、生乳検査機関、都道府県等の行政機関等を構成員とした乳質向上計画策定会議を開催するものとする。
- (2) 公募団体Aは、1の事業の円滑な推進を図るため、会議の開催、調査・指導等を行うものとする。

### 第3 事業の要件等

#### 1 事業対象者

第2の1の事業の対象になる者は、生乳の生産者であって、別表1に掲げる取組のうち、7項目以上に取り組んでいる者（以下「事業対象者」という。）とする。ただし、事業対象者が会社（会社法（平成17年法律第86号。以下「会社法」という。）第2条第1号に定めるものをいう。）にあっては次のアからウまでのいずれにも該当しないものとする。

ア 資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超えるもの（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人に該当するもの及び農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体がその総株主の議決

権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下イ及びウにおいて同じ。）の過半数を有している株式会社を除く。）

イ その総株主又は総出資者の議決権の2分の1以上が同一のアに掲げるものの所有に属しているもの。

ウ その総株主又は総出資者の議決権の3分の2以上がアに掲げるものの所有に属しているもの。

## 2 乳質基準

(1) 公募団体Aは、(2)に規定する要件を満たした乳質基準を定めるものとする。

(2) 乳質基準は、次のアからエまでに掲げる要件をすべて満たすものとする。ただし、3の(1)又は(2)に規定する要件を満たす生乳にあつてはイの要件を除くものとする。

ア 乳タンパク質が3.2%以上であること又は無脂乳固形分率が8.3%以上であること。

イ 乳脂肪率が3.5%以上であること。

ウ 細菌数が10万個/ml以下であること又は同等の基準であること。

エ 体細胞数が30万/ml以下であること。

## 3 奨励金の単価

奨励金の単価は、チーズ向け生乳1キログラム当たり11円以内とする。ただし、次の(1)から(4)までのいずれかの要件を満たす生乳にあつては、チーズ向け生乳1キログラム当たり2円以内を、(5)又は(6)の要件を満たす生乳にあつては、チーズ向け生乳1キログラム当たり1円以内を、(7)の要件を満たす生乳にあつては、チーズ向け生乳1キログラム当たり20円以内を、それぞれ加算できるものとする。

(1) 事業対象者がチーズを自家製造するために仕向けた生乳（他者から買い入れた生乳を除く。）であること。

(2) 事業対象者がチーズ向け生乳として用途を特定した上で、乳業者に直接販売した生乳であること。

(3) 奨励金の対象となる年度の4月1日時点において、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行規則（平成15年農林水産省令第72号）第3条第2項に規定する牛の種別のうち、同項第9号に規定するジャージー種及び同項第10号に規定する乳用種の飼養頭

数の合計が農場における乳用牛の総飼養頭数の10%以上を占める事業対象者が生産した生乳であること。

(4) 日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)第10条第1項に基づき、有機畜産物の日本農林規格(平成17年10月27日農林水産省告示第1608号)に適合した生乳生産が行われていることについて、登録認証機関の認証を受けた事業対象者が生産した生乳であること。

(5) チーズの輸出に取り組んでいる事業対象者又はチーズ向け生乳として用途を特定した上で、チーズの輸出に取り組んでいる乳業者に直接生乳を販売する事業対象者が生産した生乳であること。

(6) チーズの輸出に向け、次のいずれかの取組を行う事業対象者が生産した生乳であること。

ア 厚生労働省等が定める輸出乳製品の取扱要綱に基づき、輸出乳製品の原料乳として家畜保健衛生所が証明する書類の発行を受けた事業対象者が、輸出乳製品を取り扱う施設として厚生労働省から認定された乳業施設へ直接生乳を販売する取組。

イ 奨励金の対象となる年度において、地方自治体と協力し、農林水産省が定める残留物質等モニタリング実施要領に基づき、輸出先国が求める化学物質等の残留検査の検体を提供する取組。

(7) 事業対象者が生産したチーズ向け生乳であって、次のいずれかに該当する生乳の増加分であること

ア 生乳受託販売事業者(委託を受けて生乳の乳業者に対する販売又は委託を受けて生乳の加工及び当該加工に係る乳製品の販売を行う者をいう。)又は生乳買取販売事業者(買い取った生乳の乳業者に対する販売又は当該生乳の加工及び当該加工に係る乳製品の販売を行う者をいう。)に出荷する事業対象者の生乳にあつては、当該生乳受託販売事業者又は当該生乳買取販売事業者ごとに算定した、令和2年度以前の事業参加年度期間中のチーズ向け生乳数量の平均値からの令和3年度における増加分

イ 乳業者に直接生乳を販売又はチーズを自家製造する事業対象者の生乳にあつては、事業対象者ごとに算定した、令和2年度以前の事業参加年度期間中のチーズ向け生乳数量の平均値からの令和3年度分における増加分

ただし、令和3年度において本事業に新たに取り組む者のチーズ向け生乳にあつては、令和2年度1年間に換算したチーズ向け生乳数量

からの令和3年度における増加分

#### 4 交付対象となる生乳

奨励金の交付対象となる生乳は、事業対象者が生産した生乳のうち、乳質基準を満たしたチーズ向け生乳とする。

なお、事業対象者は、乳質基準について月1回以上、第三者機関による検査を受け、基準を満たしていることを確認するものとする。

#### 5 交付対象数量

奨励金の交付対象となる数量（以下「交付対象数量」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 生乳受託販売事業者又は生乳買取販売事業者が生乳を出荷する事業対象者にあつては、当該生乳受託販売事業者又は当該生乳買取販売事業者における奨励金の対象期間に係る生乳の総取引数量のうち、チーズ向け生乳の取引数量の比率を、当該事業対象者の当該生乳受託販売事業者又は当該生乳買取販売事業者に対する出荷数量に乗じて得た数量とする。
- (2) 乳業者に直接生乳を販売する事業対象者にあつては、当該乳業者の対象期間に係る生乳の総処理数量のうち、チーズ向け生乳の処理数量の比率を、当該事業対象者における当該乳業者に対する販売数量に乗じて得た数量又はチーズ向け生乳として用途を特定して販売した数量とする。
- (3) チーズを自家製造する事業対象者にあつては、チーズ自家製造向け生乳の数量とする。

#### 6 奨励金の交付

公募団体Aは、交付対象数量に奨励金の単価を乗じて得られた額を奨励金として、事業対象者に交付するものとする。

#### 7 奨励金の要件確認

公募団体Aは、奨励金の交付に当たっては、事業対象者が1に規定する要件を満たしていること、また、3のただし書により奨励金の加算を行う場合は、対象となる生乳が同項で規定する要件を満たしていることを確認するものとする。

#### 8 奨励金の不交付及び返還

- (1) 公募団体Aは、事業対象者がこの要綱の規定に従わない場合には、当該事業対象者に対し、奨励金の全部又は一部を交付しないことができるものとする。
- (2) 公募団体Aは、事業対象者（その代表者又は役員等を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者であることが判明した場合

には、当該事業対象者に対して奨励金を交付せず、又は既に交付した奨励金を返還させることができるものとする。

#### 第4 事業の実施

##### 1 乳質向上計画の作成

公募団体Aは、第2の1の事業の実施に当たっては、乳質向上計画策定会議による協議を踏まえ、あらかじめ次に掲げる事項等を定めた乳質向上計画を作成し、理事長の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

- (1) 乳質基準に関する事項
- (2) 別表1に掲げる取組に関する事項
- (3) 事業要件の確認方法等の事業の実施に関する事項
- (4) 奨励金の交付に関する事項

##### 2 事業の委託

公募団体Aは、この事業の一部を理事長が適当と認める者に委託して行うことができるものとする。この場合、委託契約を締結するものとする。

##### 3 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和3年度とする。

#### 第5 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表2に掲げる補助対象経費及び補助率により、公募団体Aが第2に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

#### 第6 補助金交付の手続等

##### 1 補助金の交付申請

公募団体Aは、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに、別紙様式第1号の国産乳製品等競争力強化対策事業（国産チーズ生産奨励事業）補助金交付申請書（以下「補助金交付申請書」という。）を理事長に提出するものとする。

##### 2 事業の変更承認申請

公募団体Aは、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第2号の国産乳製品等競争力強化対策事業（国産チーズ生産奨励事業）補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30パーセントを超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

### 3 補助金の概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要と認めた場合は、交付決定額を限度として補助金を概算払することができるものとする。
- (2) 公募団体Aは、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第3号の国産乳製品等競争力強化対策事業（国産チーズ生産奨励事業）補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

### 4 事業の実績報告

公募団体Aは、事業を完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早期日までに別紙様式第4号の国産乳製品等競争力強化対策事業（国産チーズ生産奨励事業）実績報告書（以下「実績報告書」という。）を理事長に提出するものとする。ただし、事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となった場合は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日までとする。

## 第7 事業の推進指導等

### 1 事業の推進指導

公募団体Aは、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県、関係団体等との連携及び事業対象者に対するこの事業の趣旨、内容等の周知徹底に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

### 2 環境と調和のとれた農業生産活動規範

公募団体Aは、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）に基づき、原則として、事業を実施する年度中に1回以上、事業対象者に点検シートの作成を指導すること等により、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとする。ただし、事業対象者が、GAP取得チャレンジシステムと同等以上の水準の取組を実践する場合は、この限りでない。

## 第8 消費税及び地方消費税の取扱い

### 1 補助金交付申請書提出時の取扱い

公募団体Aは、理事長に対して補助金交付申請書を提出するに当たり、

当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

## 2 事業実績等の報告時の取扱い

公募団体Aは、1のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

## 3 消費税等相当額が確定した場合の取扱い

公募団体Aは、1のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第5号の国産乳製品等競争力強化対策事業（国産チーズ生産奨励事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は消費税等相当額がない場合（公募団体A自ら若しくはそれぞれの生産者集団等の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。）であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

## 第9 帳簿等の整備保管等

### 1 帳簿の整備保管

公募団体Aは、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとする。ただし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

### 2 事業実施状況の聴取等

理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、公募団体A及び事業対象者に対し調査し又は報告を求めることができるものとする。



別表 1

項目	内容
1 乳房炎予防のための畜舎の環境改善	牛床及び通路の洗浄・消毒を定期的に行っていること。
2 飼養管理の高度化	次のいずれかの取組を実施していること。 (1) 分娩前の血液検査 (2) 代謝プロファイルテスト (3) 牛群検定又は同等の牛群管理システムの利用 (4) SNP検査を用いた牛群の構築 (5) その他飼養管理の高度化に資する取組
3 飼料分析の実施	当該年度において、給与飼料の分析・設計を実施していること（TMRセンターの利用を含む。）。
4 記帳・記録の実施	生乳生産管理の記帳・記録又はそれに準じた取組を実施していること。
5 搾乳機器の点検・整備	搾乳機器の点検・整備を適切に行い、定期的に専門業者の点検を受けていること。
6 チーズ向け生乳の品質向上	チーズ生産に適した生乳生産を図るため、次のいずれかの取組を実施していること。 (1) 乳質検査の頻度又は検査項目の拡充 (2) 乳温管理の高度化 (3) その他チーズ向け生乳の品質向上に資する取組
7 抗生物質の迅速検査	生乳廃棄を未然に防ぐため、生乳の出荷時において抗生物質の迅速検査を実施していること。
8 その他生乳の品質向上対策	その他生乳の品質向上に資する取組

別表 2

事業の種類	補助対象経費	補助率
1 国産チーズ生産 奨励対策	乳質基準を満たしたチーズ向け生乳に対する奨励金の交付に要する経費	<p>チーズ向け生乳 1 キログラム当たり 1 1 円以内</p> <p>ただし、第3の3 の(1)から(4)、 までのいずれかを 満たす場合にあっては、 2 円以内を、 (5)又は(6)の 要件を満たす場合に あっては、1 円以内を、 (7)の要件を満たす 場合にあっては、 2 0 円以内を、 それぞれ加算することが できる。</p>
2 国際チーズ生産 奨励対策の推進	<p>(1) 乳質向上計画策定会議の 開催に要する経費</p> <p>(2) 1 の事業の円滑な推進を 図るための会議の開催、調 査・指導等に要する経費</p>	<p>定額</p> <p>定額</p>

別紙様式第1号

令和 年度国産乳製品等競争力強化対策事業（国産チーズ生産奨励事業）補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者氏名

令和 年度において国産乳製品等競争力強化対策事業（国産チーズ生産奨励事業）を下記のとおり実施したいので、国産乳製品等競争力強化対策事業実施要綱別添1の第6の1の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「令和 年度国産乳製品等競争力強化対策事業（国産チーズ生産奨励事業）実施計画」のとおり

### 3 事業に要する経費及び負担区分

(単位：円)

区 分	事業費 ①=②+③	負担区分		備考
		補助金 ②	その他 ③	
1 国産チーズ生産奨励対策				
2 国産チーズ生産奨励対策の推進 (1) 乳質向上計画策定会議の開催 (2) 事業の円滑な推進				
計				

(注) 事業の一部を委託して実施する場合は、区分ごとに事業費の欄にその委託費の額を括弧書きで記載するとともに、その委託先を備考の欄に記載すること。

### 4 事業実施期間

(1) 事業着手年月日                      年      月      日

(2) 事業完了予定年月日                年      月      日

### 5 添付書類

(1) 定款

(2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書

別紙

令和 年度国産乳製品等競争力強化対策事業（国産チーズ生産奨励事業）  
実施計画

1 乳質向上計画

別添のとおり（第2の1の事業を実施する場合のみ添付すること。）

2 国産チーズ生産奨励対策

（1）奨励金の交付

都道府県 又は地域	事業対象者数 (人)	交付対象数量 ① (kg)	交付額 ①×11円
合計			

（注1）都道府県又は地域別に記載すること。

（注2）交付対象数量は1kg未満を切り捨てとすること。

（2）奨励金単価の加算（2円/kg）

都道府県 又は地域	加算要件	事業対象者数 (人)	交付対象数量 ① (kg)	交付額 ① × 2円

（注1）都道府県又は地域別、加算要件別に記載すること。

（注2）交付対象数量は1kg未満を切り捨てとすること。

（3）奨励金単価の加算（1円/kg）

都道府県 又は地域	加算要件	事業対象者数 (人)	交付対象数量 ① (kg)	交付額 ① × 1円
合計				

（注1）都道府県又は地域別、加算要件別に記載すること。

（注2）交付対象数量は1kg未満を切り捨てとすること。

(4) 奨励金単価の加算 (20円/kg)

都道府県 又は地域	事業対象者数 (人)	交付対象数量 ① (kg)	交付額 ①×20円
合計			

(注1) 都道府県又は地域別に記載すること。

(注2) 交付対象数量は1kg未満を切り捨てとすること。

(5) 奨励金交付額計

項目	交付対象数量 (kg)	奨励金交付額 (円)
ア 奨励金 (11円/kg)		
イ 奨励金の加算部分 (2円/kg)		
ウ 奨励金の加算部分 (1円/kg)		
エ 奨励金の加算部分 (20円/kg)		
合計	—	

3 国産チーズ生産奨励対策の推進

(1) 乳質向上計画策定会議の開催 (単位：円)

開催 時期	内容	事業費	負担区分		積算基礎	備考
			補助金	その他		
合計					—	—

(注) 内容欄は、必要に応じて別紙を用いる等して、具体的に記述すること (開催予定案、議題、人数、参集範囲等)。

(2) 事業の円滑な推進

ア 会議の開催 (単位：円)

開催 時期	内容	事業費	負担区分		積算基礎	備考
			補助金	その他		
合計					—	—

(注) 内容欄は、必要に応じて別紙を用いる等して、具体的に記述すること (開

催予定案、議題、人数、参集範囲等)。

イ 事業に関する調査・指導

(単位：円)

内容	事業費	負担区分		積算基礎	備考
		補助金	その他		
合計					—

ウ 円滑な事業の推進

(単位：円)

内容	事業費	負担区分		積算基礎	備考
		補助金	その他		
合計					—

(注) 事業の一部を委託して実施する場合は、区分ごとに事業費の欄にその委託費の額を括弧書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

別添

令和 年度乳質向上計画

1 乳質向上計画の実施体制（乳質向上計画策定会議の組織構成及び各者の役割分担を図により記載すること。）

2 対象地域等の概要

都道府県 又は地域	生産者数 (人)	事業参加 予定者数	生乳取扱 見込数量 (トン)	チーズ向け	
				生乳取扱 見込数量	事業参加 予定者出荷 見込数量
合計					

(注1) 所管する都道府県又は地域ごとに記載すること。

(注2) 生産者数は、所管する生産者数を記載すること。

3 乳質基準に関する事項

(1) 策定の根拠

(2) 乳質基準

項目	基準値
ア 乳タンパク質又は無脂乳固形分	
イ 乳脂肪率	
ウ 細菌数又は同等の基準	
エ 体細胞数	

(注1) アの欄は乳タンパク質又は無脂乳固形分のいずれかを記載すること。

(注2) ウの欄は同等の基準を適用する場合は、その項目を記載するとともに細菌数と同等の基準であることが分かる書類を添付すること。



(3) 生乳検査体制

都道府県又は地域	検査機関	検査頻度

(注) 事業対象となる都道府県又は地域別に記載すること。

(4) 乳質基準の適用方法

4 別表1に掲げる取組に関する事項

(1) その他飼養管理の高度化に資する取組（該当がある場合のみ記載すること。）

項目	取組内容	期待される効果

(注) 期待される効果は、必要に応じてデータ等を用いて説明すること。

(2) その他チーズ向け生乳の品質向上に資する取組（該当がある場合のみ記載すること。）

項目	取組内容	期待される効果

(注) 期待される効果は、必要に応じてデータ等を用いて説明すること。

(3) その他生乳の品質向上対策（該当がある場合のみ記載すること。）

項目	取組内容	期待される効果

(4) 取組の実施体制及び確認方法

取組項目及び内容	実施体制	確認者	確認回数及び時期	確認方法
ア 乳房炎予防のための畜舎の環境改善 イ 飼養管理の高度化 (ア) 分娩前の血液検査 (イ) 代謝プロファイルテスト (ウ) 牛群検定等 (エ) SNP検査を用いた牛群の構築 (オ) その他の取組 ウ 飼料分析の実施 エ 記帳・記録の実施 オ 搾乳機器の点検・整備 カ チーズ向け生乳の品質向上 (ア) 乳質検査の頻度又は検査項目の拡充 (イ) 乳温管理の高度化 (ウ) その他の取組 キ 抗生物質の迅速検査 ク その他生乳の品質向上対策				

(注1) 実施体制欄には、事業対象者が実施する場合は事業対象者、公募団体A等が一体的に取り組む場合は、当該団体を記載すること。

(注2) 確認に当たっては事業対象者ごとのチェックシートを作成すること。

(注3) 確認を農業協同組合等に委託する場合は、委託先一覧を添付すること。

5 交付対象数量等に関する事項

(1) 交付対象数量の算定方法

(2) 奨励金の加算に関する事項

ア 対象者及び取組内容

別添として奨励金加算対象者一覧を添付すること。

イ 加算要件の確認方法

項目	確認方法
(ア) チーズの自家製造	
(イ) チーズ向け生乳の直接販売	
(ウ) ホルスタイン種以外の乳用種の飼養	
(エ) 有機畜産の認定	
(オ) 輸出の取組	
(カ) 輸出乳製品の原料乳証明、認定施設への出荷	
(キ) モニタリング検査の実施	
(ク) 増加分の数量	

(注) 確認方法欄には、確認者、確認時期、確認書類等を記載すること。

6 奨励金の交付に関する事項

(1) 奨励金の交付体制（奨励金の流れを図により記載すること。また、奨励金の交付を農業協同組合等に委託する場合は、委託先一覧を添付すること。）

(2) 奨励金の交付確認

7 その他の取組

8 添付書類

- (1) 乳質向上計画策定会議の構成員名簿
- (2) 乳質向上計画策定会議の議事録

別紙様式第2号

令和 年度国産乳製品等競争力強化対策事業（国産チーズ生産奨励事業）補助金交付変更承認申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった国産乳製品等競争力強化対策事業（国産チーズ生産奨励事業）について、下記の理由により変更したいので承認されたく、国産乳製品等競争力強化対策事業実施要綱別添1の第6の2の規定に基づき申請します。

記

(注) 記の記載要領は、別紙様式第1号の補助金交付申請書の記の様式に準じるものとする。

この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、補助金の交付決定によって通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

また、添付書類の変更については、補助金交付申請時に添付したものに変更がある場合についてのみ添付すること。

別紙様式第3号

令和 年度国産乳製品等競争力強化対策事業（国産チーズ生産奨励事業）補助金概算払請求書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった国産乳製品等競争力強化対策事業(国産チーズ生産奨励事業)について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく、国産乳製品等競争力強化対策事業実施要綱別添1の第6の3の(2)の規定に基づき請求します。

記

1 補助金概算払請求額

(単位：円、%)

区 分	交付決定		事業費遂行状況 ( 年 月 日現在)			既概算払 受領額 ④	今回 概算払 請求額 ⑤	年 月 日まで 予定出来 高 (④+⑤) /②	残額 ②-④-⑤
	事業費 ①	機構 補助金 ②	事業費 ③	機構 補助金	事業費 出来高 ③/①				
	円	円	円	円	%	円	円		円
計									

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業の実施状況が明らかとなる書類を添付すること。

2 振込先金融機関名等

- (1) 金融機関名      ○○銀行      ○○支店
- (2) 口座種類          ○○預金
- (3) 口座番号
- (4) 口座名義

別紙様式第4号

令和 年度国産乳製品等競争力強化対策事業（国産チーズ生産奨励事業）実績報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった国産乳製品等競争力強化対策事業（国産チーズ生産奨励事業）について、下記のとおり実施したので、国産乳製品等競争力強化対策事業実施要綱別添1の第6の4の規定に基づきその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「国産乳製品等競争力強化対策事業（国産チーズ生産奨励事業）実績書」のとおり。

別紙様式第1号の別紙に準じて作成すること。ただし、乳質向上計画の作成は不要とする。なお、奨励金単価の加算を行った場合は、対象者ごとの取組内容、交付対象数量及び交付額が分かる書類を添付すること。



### 3 事業に係る精算額

(単位：円)

区分	交付決定		事業実績			既概算払 受領額 ②	差引 精算払 請求額 ①-②	備考
	事業費	機構 補助金	事業費	機構 補助金 ①	その他			
1 国産チーズ生産奨励対策								
2 国産チーズ生産奨励対策の推進 (1) 乳質向上計画策定会議の開催 (2) 事業の円滑な推進								
合計								

### 4 事業開始及び完了年月日

年 月 日 ~ 年 月 日

### 5 振込先金融機関名等

- (1) 金融機関名 ○○銀行 ○○支店  
 (2) 口座種類 ○○預金  
 (3) 口座番号  
 (4) 口座名義

別紙様式第5号

令和 年度国産乳製品等競争力強化対策事業（国産チーズ生産奨励事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知のあった令和 年度国産乳製品等競争力強化対策事業（国産チーズ生産奨励事業）補助金について、国産乳製品等競争力強化対策事業実施要綱別添1の第8の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税相当額 円を返還します。（返還がある場合、記載すること））

記

- |   |   |   |
|---|---|---|
| 1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額（令和 年 月 日付け農畜機第 号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額                       | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額                 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2）                                     | 金 | 円 |

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、公募団体Aが法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- ・公募団体Aが消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[ ]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[ ]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、公募団体Aが法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・公募団体Aが消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料